

草津市立草津クリアホール条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月25日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市教育委員会規則第2号

草津市立草津クリアホール条例施行規則の一部を改正する規則

草津市立草津クリアホール条例施行規則（平成26年草津市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「6月前の日」の右に「の属する月」を加える。

別記様式第2号中「、リハーサル室」を「、展示ホール」に、「、展示ホール」を「、リハーサル室」に改める。

付 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

（令和3年3月25日揭示済み）

草津市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市教育委員会規則第3号

草津市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減および利便性の向上を図るため、草津市教育委員会規則で定める申請書、申込書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（押印の義務付けの廃止）

第2条 草津市教育委員会規則で定める申請書等のう

ち、教育長が別に定めるものについては、当該規則の規定にかかわらず、押印の義務付けを廃止するものとする。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（令和3年3月26日揭示済み）

草津市立教育研究所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月29日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市教育委員会規則第4号

草津市立教育研究所規則の一部を改正する規則  
草津市立教育研究所規則（昭和55年草津市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第4条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

（専決事項）

第4条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 教育研究所の行う各種事業の企画実施に関すること。
- (2) 教育研究所の管理および運営ならびに職員の服務に関する軽易な事項に関すること。
- (3) 草津市教育委員会事務決裁規程（昭和52年草津市教育委員会訓令第3号）別表第1号および第3号の課長の専決事項に関すること。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（令和3年3月29日揭示済み）

草津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月29日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市教育委員会規則第5号

草津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

草津市教育委員会公印規則（平成4年草津市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の10の項中「学校教育課長」を「教育研究所長」に改める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（令和3年3月29日揭示済み）

## 教育委員会訓令

草津市学校教職員結核性疾患患者取扱規程を廃止する訓令をここに公表する。

令和3年3月25日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市教育委員会訓令第1号

草津市学校教職員結核性疾患患者取扱規程を廃止する訓令

草津市学校教職員結核性疾患患者取扱規程（昭和29年草津市教育委員会規程第6号）は、廃止する。

付 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

（令和3年3月25日揭示済み）

草津市教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する訓令をここに公表する。

令和3年3月26日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市教育委員会訓令第2号

草津市教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する訓令

（趣旨）

第1条 この訓令は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減および利便性の向上を図るため、草津市教育委員会訓令で定める申請書、申込書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（押印の義務付けの廃止）

第2条 草津市教育委員会訓令で定める申請書等のうち、教育長が別に定めるものについては、当該訓令の規定にかかわらず、押印の義務付けを廃止するものとする。

付 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

（令和3年3月26日揭示済み）

## 教育委員会告示

草津市教育委員会告示第6号

草津市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月26日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減および利便性の向上を

図るため、草津市教育委員会告示で定める申請書、申込書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（押印の義務付けの廃止）

第2条 草津市教育委員会告示で定める申請書等のうち、教育長が別に定めるものについては、当該告示の規定にかかわらず、押印の義務付けを廃止するものとする。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（令和3年3月26日掲示済み）

草津市教育委員会告示第7号

草津市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（令和3年草津市教育委員会規則第3号）第2条の規定により押印を要しないものとする申請書等は、別表に掲げるとおりとする。

令和3年3月26日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

別表

No.	規則名称	申請書等の名称
1	草津市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則	様式第1号 職務専念義務免除申請書
2	草津市立学校の管理運営に関する規則	様式第1号 使用図書承認申請書
3	草津市立学校の管理運営に関する規則	様式第2号 教材使用届書
4	草津市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則	別記様式第1号（第2条関係）公務災害発生報告書
5	草津市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則	様式第3号（第5条関係）療養の給付請求書

6	草津市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則	様式第4号（第5条関係）療養補償請求書
7	草津市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則	様式第5号（第5条関係）休業補償請求書
8	草津市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則	様式第6号（第5条関係）傷病補償年金請求書
9	草津市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則	様式第7号（第5条関係）傷病補償年金変更請求書
10	草津市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則	様式第8号（第5条関係）障害補償年金一時請求書
11	草津市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則	様式第9号（第5条関係）障害補償変更請求書
12	草津市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則	様式第10号（第5条関係）障害補償年金前払一時金請求書
13	草津市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則	様式第11号（第5条関係）障害補償年金差額一時金請求書
14	草津市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則	様式第12号（第5条関係）介護補償請求書
15	草津市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則	様式第13号（第5条関係）遺族補償年金請求書
16	草津市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則	様式第14号（第5条関係）遺族補償一時金請求書
17	草津市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則	様式第15号（第5条関係）遺族補償年金前払一時金請求書

18	草津市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則	様式第16号（第5条関係） 葬祭補償請求書
19	草津市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則	様式第17号（第5条関係） 未支給の補償請求書
20	草津市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則	様式第19号（第9条関係） 遺族補償年金支給停止申請書
21	草津市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則	様式第20号（第9条関係） 遺族補償年金支給停止解除申請書
22	草津市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則	様式第22号（第13条関係） 療養の現状等に関する報告書
23	草津市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則	様式第25号（第15条関係） その1 障害の現状報告書（傷病補償年金）
24	草津市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則	その2 障害の現状報告書（障害補償年金）
25	草津市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則	様式第26号（第15条関係） 遺族の現状報告書
26	草津市立社会体育施設条例施行規則	様式第3号（第9条第1項関係） 草津市立社会体育施設内宣伝啓発活動許可申請書
27	草津市楽器使用規則	様式第1号 楽器使用許可申請書
28	草津市楽器使用規則	様式第3号 楽器返還届

(令和3年3月26日揭示済み)

草津市教育委員会告示第8号

草津市教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する訓令（令和3年草津市教育委員会訓令第2号）第2条の規定により押印を要しないものとする申請書等は、別表に掲げるとおりとする。

令和3年3月26日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

別表

No.	訓令名称	申請書等の名称
1	草津市公立学校職員服務規程	様式第1号 宣誓書
2	草津市公立学校職員服務規程	様式第4号 年次有給休暇簿

(令和3年3月26日揭示済み)

草津市教育委員会告示第9号

草津市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱（令和3年草津市教育委員会告示第6号）第2条の規定により押印を要しないものとする申請書等は、別表に掲げるとおりとする。

令和3年3月26日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

別表

No.	要綱名称	申請書等の名称
1	草津市教育委員会各種事業の後援等に関する事務取扱要綱	様式第1号 後援等の決定について（申請）
2	草津市教育委員会各種事業の後援等に関する事務取扱要綱	様式第4号 暴力団の排除に係る誓約書兼同意書
3	草津市教育委員会各種事業の後援等に関する事務取扱要綱	様式第7号 変更後の事業等の後援等について（申請）

4	草津市教育委員会各種事業の後援等に関する事務取扱要綱	様式第10号 事業実績報告書
5	草津市対象地域の児童等自主活動事業実施要綱	別記様式 自主活動事業指導実績報告書

(令和3年3月26日揭示済み)

草津市教育委員会告示第10号

草津市準要保護者認定要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月30日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市準要保護者認定要綱の一部を改正する要綱

草津市準要保護者認定要綱（平成29年草津市教育委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「総所得（世帯全員の収入で、給与所得者については所得税法（昭和40年法律第33号）別表第5で求めた給与所得控除後の給与等の額）」を「合計所得金額（世帯全員の収入で、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得または同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得および当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法別表第5で求めた給与所得控除後の給与等の金額および同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。））」に改める。

別記様式第1号中「㊟」を削り、「就学援助の」を「就学援助費の」に、「学校確認印」を「学校確認欄」に改める。

別記様式第2号中「㊟」を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の草津市準要保護者認定要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和3年3月30日揭示済み)

草津市教育委員会告示第11号

公印の新調および廃止について

公印を新調したので、草津市教育委員会公印規則（平成4年草津市教育委員会規則第4号）第7条第2項の規定に基づき告示する。

令和3年4月1日

草津市教育委員会  
教育長職務代理者 中西 長雄

1 新調印

- (1) 滋賀県草津市立笠縫こども園長之印

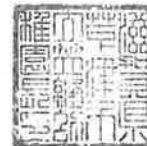


用 途 草津市立笠縫こども園長名をもって発する文書用

開始日 令和3年4月1日

2 廃止印

- (1) 滋賀県草津市立笠縫幼稚園園長之印



廃止日 令和3年3月31日

(令和3年4月1日揭示済み)

草津市教育委員会告示第12号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和3年4月1日

草津市教育委員会

教育長職務代理者 中西 長雄

1 期 日 令和3年4月23日（金） 午後3時00分

2 場 所 市役所8階大会議室

(令和3年4月1日揭示済み)

### 選挙管理委員会告示

草選委告示第3号

草津市選挙管理委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する規程（令和3年草津市選挙管理委員会告示第2号）第2条の規定により押印を要しないものとする申請書等は、別表に掲げるとおりとする。

令和3年3月31日

草津市選挙管理委員会

委員長 馬 場 敏 一

別表

No.	規程名称	申請書等の名称
1	草津市選挙管理委員会規程	様式第1号 委員会招集請求書
2	草津市選挙管理委員会事務処理規程	様式第3号 公印使用簿
3	草津市公職選挙執行規程	様式第1号 選挙事務所設置・異動届
4	草津市公職選挙執行規程	様式第2号 選挙事務所設置・異動承諾書
5	草津市公職選挙執行規程	様式第3号 推薦届出代表者証明書
6	草津市公職選挙執行規程	様式第9号 再交付申請書
7	草津市公職選挙執行規程	様式第9号の2 その1 選挙運動用自動車の使用の契約届出書

8	草津市公職選挙執行規程	様式第9号の2 その2 ビラ作成契約届出書
9	草津市公職選挙執行規程	様式第9号の2 その3 ポスター作成契約届出書
10	草津市公職選挙執行規程	様式第9号の3 その1 自動車燃料代確認申請書
11	草津市公職選挙執行規程	様式第9号の3 その2 ビラ作成枚数確認申請書
12	草津市公職選挙執行規程	様式第9号の3 その3 ポスター作成枚数確認申請書
13	草津市公職選挙執行規程	様式第9号の5 その1 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）
14	草津市公職選挙執行規程	様式第9号の5 その2 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）
15	草津市公職選挙執行規程	様式第9号の5 その3 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）
16	草津市公職選挙執行規程	様式第9号の6 ビラ作成証明書
17	草津市公職選挙執行規程	様式第9号の7 ポスター作成証明書
18	草津市公職選挙執行規程	様式第9号の9 選挙運動用ビラ届出書
19	草津市公職選挙執行規程	様式第9号の11 選挙運動用ビラ証紙交付票
20	草津市公職選挙執行規程	様式第12号 撤去命令書・受領書
21	草津市公職選挙執行規程	様式第19号 個人演説会等の設備および費用額の承認について（申請）
22	草津市公職選挙執行規程	様式第21号 使用可能日時予定表
23	草津市公職選挙執行規程	様式第22号 その1 個人演説会開催申出書
24	草津市公職選挙執行規程	様式第22号 その2 政党演説会開催申出書
25	草津市公職選挙執行規程	様式第22号 その3 政党等演説会開催申出書
26	草津市公職選挙執行規程	様式第24号 個人演説会等開催申出の撤回届
27	草津市公職選挙執行規程	様式第27号 選挙公報掲載申請書

28	草津市公職選挙 執行規程	様式第28号 選挙公報掲載文原 稿用紙
29	草津市公職選挙 執行規程	様式第29号 選挙公報掲載文修 正(撤回)申請書
30	草津市公職選挙 執行規程	様式第30号 出納責任者選任・ 異動届
31	草津市公職選挙 執行規程	様式第31号 出納責任者職務代 行開始・終了届
32	草津市公職選挙 執行規程	様式第32号 出納責任者選任・ 異動承諾書
33	草津市公職選挙 執行規程	様式第33号 収支報告書閲覧申 請書
34	草津市公職選挙 執行規程	様式第36号 政談演説会開催届 出書
35	草津市公職選挙 執行規程	様式第42号 機関紙誌届出書
36	草津市公職選挙 執行規程	様式第43号 政治活動用ビラ届 出書
37	草津市公職選挙 執行規程	様式第45号その1 証紙交付申 請書
38	草津市公職選挙 執行規程	様式第45号その2 証紙交付申 請書
39	草津市公職選挙 執行規程	様式第46号 異動届
40	草津市公職選挙 執行規程	様式第47号 証紙再交付申請書

(令和3年3月31日掲示済み)

## 監査委員告示

### 草津市監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項、第4項および第7項の規定により定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和3年3月30日

草津市監査委員 岡野 則 男  
草津市監査委員 横江 政 則

### 1 定期監査

#### (1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
上下水道部	給排水課
健康福祉部	保険年金課 健康増進課
教育委員会	学校給食センター 教育総務課 児童生徒支援課
総務部	税務課

(2) 監査の時期 令和2年12月22日から令和3年2月9日まで

#### (3) 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、監査の対象となった事務が関係法令等に適合して正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、その組織および運営の合理化に努めているかという観点から、主として令和元年度分について監査を実施した。実施にあたっては、重点項目を定め、前回監査実施時における指摘事項に対する改善状況の確認をはじめ、所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項などを含め、個別の監査計画に基づく着眼点および方法により実施した。

#### (4) 監査の結果

監査の対象となった事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後、より適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行ならびに事業の管理に努められたい。

なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善等を求めた。

#### (5) 意見および指摘事項

##### ●監査対象：給排水課

重点項目
・配水及び給水事業 ・污水管渠等維持管理費 ・固定資産購入費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：保険年金課

重点項目
・後期高齢者医療保健事業費 ・特定健康診査等事業費 ・保健事業普及費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：健康増進課

重点項目
・市民の健康づくり推進費 (ただし、健康管理システム費、健康づくり推進協議会費、保健事業事務委託費は除く)
意見・指摘事項
① 地域健康づくり推進事業等実施業務について、業務の仕様を明確にし、契約手続きをより適正に執行するとともに、業務終了時には、業務履行に係る経費の報告を求め、精算対象を明確にして精緻に確認されたい。また、地域で健康づくりを進めていただいている方々の活動経費の負担方法について、より適正で効率的、効果的な手法を検討されたい。

●監査対象：学校給食センター

重点項目
・管理運営費
意見
① 各種設備の機能維持のためには、さらに計画的な修繕ならびに更新を進め、施設の安定した運営に努められたい。

●監査対象：教育総務課

重点項目
・委員会運営費 ・小学校管理運営費 ・中学校管理運営費
意見
① 各学校において、より適正で確実に物品管理できるよう効率や運用面も考慮しながら、登録すべき物品の基準や管理手法を研究されたい。あわせて、学校内・学校間で余剰物品を移動・移管するなど、新規購入の抑制に資するような仕組みづくりを研究されたい。
② 新年度に向けて購入する物品は致し方ないが、学校と十分調整しながら、計画的かつ効率的な調達に努められたい。

●監査対象：児童生徒支援課

重点項目
・管理運営指導費のうち外国人児童生徒教育支援費 ・学力向上推進費のうち学びの教室開催費 ・同和教育指導推進費のうち自主活動学級開設費、人権教育推進費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：税務課

重点項目
・国保税賦課事務費 ・市民税賦課費
意見・指摘事項
① 令和2年度市・県民税課税支援業務にかかる受注者からの完了届出書について、契約書・仕様書に基づき履行されているか、遺漏なきよう検査されたい。

2 財政援助団体等監査

(1) 監査の対象および監査の実施期日

〔公の施設の指定管理者〕〔交付金交付団体〕

監査対象団体：老上西学区まちづくり協議会、志津南学区まちづくり協議会、渋川学区まちづくり協議会、山田学区まちづくり協議会、笠縫東学区まちづくり協議会

監査実施期日：令和3年2月12日から令和3年2月17日まで

(2) 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、公の施設の指定管理者として事業の執行が協定書および仕様書に従って実施されているか、出納事務が適正に行われているかの観点から、また、交付金等交付団体として、事業交付金の執行が交付金等交付申請書に添付されている事業計画に基づき実施されているか、出納事務が適切に行われているかの観点から、主として令和元年度分について、まちづくり協働課所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項から、監査計画に基づく着眼点および方法により実施した。

(3) 監査の結果

今回監査を実施したところ、令和元年度における指定管理業務ならびに、草津市まちづくり協議会交付金に係る事務の執行および経費の支出手続



きは、監査対象団体および所管部局において概ね適正に執行されていると認められたが、以下のとおり一部において注意、改善すべき点が認められたので、今後より適正で効率的かつ効果的な事務の執行に努力されたい。

なお、軽微な事項については、関係者に口頭により指導し改善等を求めたので記述は省略する。

●監査対象：老上西学区まちづくり協議会（まちづくり協働課）

施設名
・老上西まちづくりセンター
指定管理の業務範囲
草津市立地域まちづくりセンター条例第4条の規定に基づく次の業務
(1) 同条例第3条各号に掲げる業務（地域のまちづくりに関する業務、地域が豊かになる学びに関する業務、住民の意見の収集および市政情報の発信に関する業務、その他市長が必要と認める業務）
(2) センターの利用に関する業務
(3) センターの施設および設備の維持管理に関する業務
監査対象交付金
老上西学区まちづくり協議会に対する草津市まちづくり協議会交付金のうち、下記の交付金に関する事務（当該交付金の執行に関する所管部局の事務を含む）
(1) 地域一括交付金
(2) がんばる地域応援交付金
(3) まちづくり協議会運営交付金
意見・指摘事項

【老上西学区まちづくり協議会】

① まちづくり協議会運営交付金のうち会長費用弁償について、積算を含め事務処理方法の見直しを検討されたい。また、通勤手当について、交付金のルールに基づき経費を仕分けしたうえで、適正な事業報告書を提出されたい。

【まちづくり協働課】

① まちづくり協議会運営交付金のうち会長費用弁償について、交付金のルールをしっかりと踏まえて会計サポートされるよう関係者間で調整するとともに、事業報告書に添付されている活動計算書にも役員報酬として計上されていたことから、事業報告書の審査、交付金の確定手続きにおいて十分注意されたい。また、同交付金の交付対象である職員の通勤手当について、事業報告書に添付されている活動計算書で報告されている通勤手当を

含む給料手当が、事業報告書の金額と合致していなかったことから、交付申請書類や添付書類との不整合な箇所がないか十分確認して事業報告書を審査されたい。

●監査対象：志津南学区まちづくり協議会（まちづくり協働課）

施設名
・志津南まちづくりセンター
指定管理の業務範囲
草津市立地域まちづくりセンター条例第4条の規定に基づく次の業務
(1) 同条例第3条各号に掲げる業務（地域のまちづくりに関する業務、地域が豊かになる学びに関する業務、住民の意見の収集および市政情報の発信に関する業務、その他市長が必要と認める業務）
(2) センターの利用に関する業務
(3) センターの施設および設備の維持管理に関する業務
監査対象交付金
志津南学区まちづくり協議会に対する草津市まちづくり協議会交付金のうち、下記の交付金に関する事務（当該交付金の執行に関する所管部局の事務を含む）
(1) 地域一括交付金
(2) がんばる地域応援交付金
(3) まちづくり協議会運営交付金
意見・指摘事項

【志津南学区まちづくり協議会】

① 地域一括交付金の事業報告書における収入について、他の補助金も活用している場合など、他の収入を含めて報告書に記載されたい。また、支出における対象経費・対象外経費の仕分けについては、関係団体実施分も含め、より正確に仕分けできるよう事務処理方法の見直しを検討されたい。

【まちづくり協働課】

特になし

●監査対象：渋川学区まちづくり協議会（まちづくり協働課）

施設名
・渋川まちづくりセンター
指定管理の業務範囲
草津市立地域まちづくりセンター条例第4条の規定に基づく次の業務
(1) 同条例第3条各号に掲げる業務（地域のまちづくりに関する業務、地域が豊かになる学びに関する業務、住民の意見の収集および市政情報の発信に関する業務、その他市長が必要と認める業務）

<p>(2) センターの利用に関する業務 (3) センターの施設および設備の維持管理に関する業務</p>	<p>【山田学区まちづくり協議会】</p>
<p>監査対象交付金</p>	<p>① まちづくり協議会運営交付金のうち会長費用弁償について、積算を含め事務処理方法の見直しを検討されたい。</p>
<p>渋川学区まちづくり協議会に対する草津市まちづくり協議会交付金のうち、下記の交付金に関する事務（当該交付金の執行に関する所管部局の事務を含む）</p>	<p>② 地域一括交付金の事業報告書について、交付申請書類や添付されている活動計算書との整合がとれるよう、事務処理方法の見直しを検討されたい。</p>
<p>(1) 地域一括交付金 (2) がんばる地域応援交付金 (3) まちづくり協議会運営交付金</p>	<p>【まちづくり協働課】</p>
<p>意見・指摘事項</p>	<p>① まちづくり協議会運営交付金のうち会長費用弁償の趣旨を周知するとともに、会計処理方法の指針を明示して各協議会で統一性のある処理ができるよう指導されたい。</p>
<p>【渋川学区まちづくり協議会】</p>	<p>② 地域一括交付金の事業報告書について、事業報告書審査時に交付申請書類や活動計算書との不整合な箇所がないか十分確認されたい。</p>
<p>① まちづくり協議会運営交付金のうち会長費用弁償について、積算を含め事務処理方法の見直しを検討されたい。</p>	<p>●監査対象：笠縫東学区まちづくり協議会（まちづくり協働課）</p>
<p>【まちづくり協働課】</p>	<p>施設名</p>
<p>① まちづくり協議会運営交付金のうち会長費用弁償の趣旨を周知するとともに、会計処理方法の指針を明示して各協議会で統一性のある処理ができるよう指導されたい。</p>	<p>・笠縫東まちづくりセンター</p>
<p>② がんばる地域応援交付金について、繰越事業費が交付決定の内容および付した条件に適合するかどうかの調査がされていないことから、繰越があった場合の事務処理の見直しを検討されたい。</p>	<p>指定管理の業務範囲</p>
<p>●監査対象：山田学区まちづくり協議会（まちづくり協働課）</p>	<p>草津市立地域まちづくりセンター条例第4条の規定に基づく次の業務</p>
<p>施設名</p>	<p>(1) 同条例第3条各号に掲げる業務（地域のまちづくりに関する業務、地域が豊かになる学びに関する業務、住民の意見の収集および市政情報の発信に関する業務、その他市長が必要と認める業務）</p>
<p>・山田まちづくりセンター</p>	<p>(2) センターの利用に関する業務</p>
<p>指定管理の業務範囲</p>	<p>(3) センターの施設および設備の維持管理に関する業務</p>
<p>草津市立地域まちづくりセンター条例第4条の規定に基づく次の業務</p>	<p>監査対象交付金</p>
<p>(1) 同条例第3条各号に掲げる業務（地域のまちづくりに関する業務、地域が豊かになる学びに関する業務、住民の意見の収集および市政情報の発信に関する業務、その他市長が必要と認める業務）</p>	<p>笠縫東学区まちづくり協議会に対する草津市まちづくり協議会交付金のうち、下記の交付金に関する事務（当該交付金の執行に関する所管部局の事務を含む）</p>
<p>(2) センターの利用に関する業務</p>	<p>(1) 地域一括交付金</p>
<p>(3) センターの施設および設備の維持管理に関する業務</p>	<p>(2) がんばる地域応援交付金</p>
<p>監査対象交付金</p>	<p>(3) まちづくり協議会運営交付金</p>
<p>山田学区まちづくり協議会に対する草津市まちづくり協議会交付金のうち、下記の交付金に関する事務（当該交付金の執行に関する所管部局の事務を含む）</p>	<p>意見・指摘事項</p>
<p>(1) 地域一括交付金</p>	<p>【笠縫東学区まちづくり協議会】</p>
<p>(2) がんばる地域応援交付金</p>	<p>① 施設の使用手続きについて、他の地域まちづくりセンターの実態を踏まえ、より適正な運用に努められたい。</p>
<p>(3) まちづくり協議会運営交付金</p>	<p>【まちづくり協働課】</p>
<p>意見・指摘事項</p>	<p>① 施設の使用手続きについて、各地域まちづくりセンターとともに実態を踏まえ、使用者の利便性を考慮しつつ、適正で効果的、効率的な方法を検討されたい。</p>

② がんばる地域応援交付金について、繰越事業費が交付決定の内容および付した条件に適合するかどうかの調査がされていないことから、繰越があった場合の事務処理の見直しを検討されたい。

(令和3年3月30日揭示済み)

草津市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和3年3月30日

草津市監査委員 岡野 則 男  
草津市監査委員 横江 政 則

〔定期監査〕

令和2年6月4日告示分および令和2年9月30日告示分

監査対象：第四保育所

意見・指摘事項	措置状況等
<p>① 保育施設徴収金等の取扱いについて</p> <p>ア. 収入・支出伝票、金銭出納簿の作成方法を改善されたい。</p> <p>イ. 各会計の金銭出納簿と通帳の残高確認が毎月実施されておらず、会計決算書の作成と監査、保護者への報告ならびに責任者（所長）による職員研修が実施されていないので、保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックならびに草津市準公金取扱要領に則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。</p>	<p>① 保育施設徴収金等の取扱いについて</p> <p>ア. 収入・支出ごとに収支伝票を作成の上、金銭出納簿に金額等の必要事項を記入するよう改善しました。</p> <p>イ. 毎月、出納簿と通帳の残額確認を行い上司に報告し、会計終了後は会計決算書の作成を行い、保護者からの徴収分については精算し経費の会計報告を行いました。また、所長が職員会議にて研修を実施しました。</p>

監査対象：笠縫幼稚園

意見・指摘事項	措置状況等
<p>① 保育施設徴収金等の取扱いについて、金銭出納簿の未作成の会計が1会計あり、他の会計では金銭出納簿と通帳の残高確認が毎月実施されず、会計監査がされていないので、保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックならびに草津市準公金取扱要領に則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。</p>	<p>① スポーツ振興センターの金銭出納簿を作成していなかったため、早急に作成しました。また、金銭出納簿と通帳の残高確認を毎月実施するよう改善しました。</p>

監査対象：山田こども園

意見・指摘事項	措置状況等
<p>① 保育施設徴収金等の取扱いについて、各会計の金銭出納簿と通帳の残高確認が毎月実施されておらず、会計決算書の作成と監査、保護者への報告ならびに責任者（園長）による職員研修が実施されていないので、保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックならびに草津市準公金取扱要領に則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。</p>	<p>① 毎月、各会計の金銭出納簿と通帳の残高確認後、上司に報告するようにしました。また、職員一人ひとりが保育施設徴収金の会計処理の重要性を認識できるように責任者（園長）が職員研修を実施しました。</p>

監査対象：志津こども園

意見・指摘事項	措置状況等
<p>① 保育施設徴収金等の取扱いについて、通帳と印鑑が別の場所に保管されておらず、会計決算書の監査ならびに保護者への報告（一部の会計）が実施されていないので、保育施設徴収金等に関する</p>	<p>① 草津市立保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックに基づき、通帳と印鑑はそれぞれ鍵のかかる別の場所へ保管するよう改善しました。</p>

取扱ハンドブックならびに草津市準公金取扱要領に則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。

監査対象：笠縫東小学校

意見・指摘事項	措置状況等
<p>① 学校徴収金等の取扱いについて</p> <p>ア. 同窓会の会計は、学校徴収金等に関する取扱いハンドブック（平成31年1月改訂版草津市教育委員会）に則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。</p> <p>イ. 卒業積立金会計で購入された寄附物品が備品登録されていなかったため、早急に備品登録事務をされたい。</p> <p>② その他</p> <p>警察への緊急通報装置は、動作確認とあわせ年1回通報訓練を実施されたい。</p>	<p>① 学校徴収金等の取扱いについて</p> <p>ア. 同窓会の会計について、金銭出納簿を作成・記入し、通帳と照合し、適正な事務処理を行いました。</p> <p>イ. 卒業積立会計で購入した寄付備品について、備品登録を行いました。</p> <p>② その他</p> <p>令和3年2月2日（火）に実施した不審者侵入を想定した避難訓練において、緊急通報装置の動作確認を含めた通報訓練を実施しました。</p>

監査対象：草津中学校

意見・指摘事項	措置状況等
<p>① 教育財産（学校施設や設備等）の維持管理について</p> <p>ア. 理科準備室において、不要薬品は早急に整理し適切に処理され、薬品管理台帳による出納記録と校長等の定期的な確認を実施されたい。</p> <p>イ. サッカーゴールを使用する時は、ゴールウエイト（土のう袋等に対応可）で転倒防止策を講じられたい。</p>	<p>① 教育財産（学校施設や設備等）の維持管理について</p> <p>ア. 薬品管理台帳による出納記録、校長・教頭の定期的な確認を実施するようにしました。</p> <p>イ. サッカーゴールの使用時は土のう袋で転倒防止対策を講じ、使用していない時も、ゴール自体を倒し土のう袋を置いて対策するようにしました。</p>

監査対象：新堂中学校

意見・指摘事項	措置状況等
<p>① 学校徴収金等の取扱いについて</p> <p>各会計の監査ならびに支出調書の事務手続きは、学校徴収金等に関する取扱いハンドブック（平成31年1月改訂版草津市教育委員会）に基づき適正に実施されたい。</p> <p>② その他</p> <p>ア. 警察への緊急通報装置は、動作確認のため年1回通報訓練を実施されたい。</p> <p>イ. ホームページは、最新の情報を掲載されたい。</p>	<p>① 学校徴収金等の取扱いについて</p> <p>監査については、総括責任者（校長）および出納責任者（教頭）以外の2名の会計担当者を明確にしました。また、支出調書の事務手続きについては、会計担当者が支出伝票により教務、教頭等に回議し、校長の決裁を必ず得よう研修を通じて徹底を図りました。</p> <p>② その他</p> <p>ア. 県警ホットラインによる通報訓練について、昨年度実施できていなかったため令和2年4月22日に行うとともに、今年度実施分として、令和2年8月18日に行いました。</p> <p>イ. ホームページに掲載していた昨年度の情報を最新のものに更新しました。</p>

監査対象：職員課

意見・指摘事項	措置状況等
<p>① 超過勤務時間の上限の運用にあたっては、草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第9条の2の2の規定を遵守し、適正に他律的業務または特例業務の指定がされるよう各所属を指導、徹底されるよう指摘する。</p>	<p>① 働き方改革の推進および管理職を含めた職員の適正な労務管理に繋げるため、令和2年8月から時間外勤務月次管理表を導入し、所属内の時間外勤務状況の共有と業務の平準化を図りました。また、時間外勤務の上限超過が見込まれる場合、所管副部長が確認を行い、当該管理表の写しを職員課に提出することとし、これまでの事前協議をより効率的・効果的な運用となるよう見直しを行いました。</p>

② 平成31年4月から超過勤務時間の上限が制限されたものの、結果として令和元年度の時間外勤務の状況は、年間360時間超は222人(35.4%)、720時間超では59人(9.4%)となっており、さらに1,000時間を超える職員が16人と職員の健康管理、引いては公務能率の維持・増進に大変憂慮すべき事態である。草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第9条の2の2第3項の規定のとおり、早急に要因の整理、分析および検証を行い、適切に対応されるよう意見する。また、実際に時間外勤務命令を発する所属長をはじめ管理職員が実態を理解し、適正な運用ができる仕組みづくりを検討されたい。

② 令和元年度に特例業務により上限を超えて時間外勤務が発生した所属につきましては、令和2年8月に「上限超過要因の整理分析シート」により時間外勤務の発生要因の整理、分析、検証を実施いただき、職員課において、整理した上で、各部の部長・副部長にフィードバックするとともに、次年度の人員体制の整備等に活用し、時間外勤務削減に繋げるよう取り組んでいます。また、8月から時間外勤務月次管理表を導入し、所属内の時間外勤務状況を共有し、時間外勤務の実態把握と要因の見える化、業務の平準化を図る仕組みを整備しており、今後はこれらにより時間外勤務の削減に繋がるよう適正な運用を図ります。

指定管理者から計画変更の申し出があった場合は、変更理由や必要性について聞き取りを行っていますが、隣保館の設置目的や業務仕様書等に照らしたうえで慎重な判断を行い、適切に対応します。

② 指定管理業務における会計処理については、月次業務報告や日々の相談の中で適宜助言や指導を行っていますが、更なる事務の適正化に向け、昨年12月に一連の会計処理について説明会を開催し、参考となる関係規程や調書の雛形様式を提示する等、事務の標準化に向けた指導を行いました。

報告書を確認、精査するためのチェックリストについては、より具体的に内容の確認ができるよう見直しを図りました。

食糧費、旅費の執行に関しては、支出のルールや市との協議事項等をマニュアルに記載し、説明会を通して提示、共有を図り、必要な指導助言を行いました。

② 指定管理業務の会計処理に関して、執行状況の確認や履行後の承認などを円滑、適正に行うために、会計処理の基本事項の指導はもちろん、関係規程の整備の指導や支援、また、必要になる書面については例示するなどの標準化や記載方法の説明など一連の事務の適正化に努められたい。また、提出された報告書等を確実に確認するため、チェックリストで具体的に「どの項目」で、「何」を「どのよう」「どの程度」、仕様書の要求水準を満たしているかを確認できるよう改善されたい。あわせて、食糧費、旅費の執行に関しては、あらかじめ支出のルールを取り決めて双方が確認し、適正な執行が図られるよう指導、助言されたい。

③ 修繕料の執行については、指定管理者と十分連携し、優先度を勘案しながら、適切な施設の保全と利用者の安全に配慮しながら適正に執行されたい。なお、見込まれていた修繕料は実際と乖離している

③ 指定管理料として措置している修繕料については、直営時の経常修繕料を参考に積算し、指定管理者の裁量の範囲において執行できるものとしていましたが、経年による修繕の増加によ

〔財政援助団体等監査〕

令和2年9月30日告示分

・公の施設の指定管理者

監査対象：人権政策課（「特定非営利活動法人 心輪」分）

意見・指摘事項	措置状況等
<p>① 指定管理業務の執行状況について、指定管理者と連携を密にするとともに、毎月の業務報告などを精査、活用して、適時適切な指導により、指定管理業務の適正な執行に努められたい。また、指定管理者から計画の変更につき協議があるときも適切に対応されたい。</p>	<p>① 指定管理者との連携については、月次の業務報告を元にした指導はもちろんのこと、施設の修繕や備品管理、会計処理等日々の相談を通してコミュニケーションを密に図っていますが、より適時適切な指導に心掛け、適正な執行に努めていきます。</p>

と思われるので、次期指定管理に向けて、これまでの修繕実績を勘案した指定管理料の積算となるよう見直しを検討されたい。

り、当初予算の範囲内で収まらないことが危惧されることから、今後修繕料については、市と指定管理者が協議を行い、優先順位等を十分考慮した上での執行とするよう運用を改めました。

られるよう指導、助言されたい。

③ すでに適合しているものの指定管理業務仕様書に規定する人人体制でない状態があったことは遺憾である。執行状況を常に把握し、適時適切な指導に努められたい。

③ 人人体制の確認は、年次事業計画書や日常時の業務の関わりの中で行っており、変更の際には、指定管理者から書面で報告を受け、仕様書に規定する人人体制であるかの確認を行っています。

仕様書の基準に満たない場合は早期に人材の確保を行うよう従来から指導していますが、指定管理業務に支障が及ばぬよう、より徹底した指導を適時適切に行っていきます。

④ 指定管理業務の執行状況について、指定管理者と連携を密にするとともに、毎月の業務報告などを精査、活用して、適時適切な指導により、指定管理業務の適切な執行に努められたい。なお、指定管理者から計画の変更につき協議があるときも適切に対応されたい。また、食糧費、旅費の執行に関しては、あらかじめ支出のルールを取り決めて双方が確認し、適正な執行が図られるよう指導、助言されたい。

④ 指定管理者との連携については、月次の業務報告を元にした指導はもちろんのこと、施設の修繕や備品管理、会計処理等日々の相談を通してコミュニケーションを密に図っていますが、より適時適切な指導を心掛け、適正な執行に努めていきます。

指定管理者から計画変更の申し出があった場合は、変更理由や必要性について聞き取りを行っています。隣保館の設置目的や業務仕様書等に照らしたうえで慎重な判断を行い、適切に対応します。

食糧費、旅費の執行に関しては、支出のルールや市との協議事項等をマニュアルに記載し、説明会を通して共有を図り、必要な指導、助言を行いました。

監査対象：人権政策課（「特定非営利活動法人熱と光」分）

意見・指摘事項	措置状況等
① 指定管理者の会計と実績報告書の整合がとれていないもの、特に提案事業について、執行した経費を再審査し、指定管理者を適切に指導のうえ、適正に事務処理されたい。	① 提出を受けた決算関連書類については、再度審査のうえ、不備がないことを確認しましたが、指定管理者が整備している会計関連書類の整理に不十分な点が認められたため、これを重く受け止め、昨年12月に一連の会計処理にかかる説明会を開催し、参考となる関係規程や調書の雛形様式を提示する等、事務処理の適正化に向けた指導を行いました。
② 指定管理者の経理規程や日当を含めた旅費の規程の整備にあたり、適切に指導、助言を行うとともに、その規程に基づいて旅費等の支給をはじめ会計事務が適正に行われるよう改善されたい。なお、リスク管理の観点から小口現金は用途を限定し、金額を必要最低限とするなどの管理ルールを作成するよう指導、助言されたい。あらかじめ支出のルールを取り決めて双方が確認し、適正な執行が図	② 経理規程、旅費規程および小口現金のルールについては、具体的な雛形を指定管理者に提示し、現行の規程等に定められていないものについては、整備のうえ、規程等に基づいた適切な事務が行われるよう指導しました。また、市において作成したマニュアルを用いて昨年12月に会計処理にかかる説明会を開催し、適正な執行が図られるよう指導、助言を行いました。

⑤ 指定管理業務の会計処理に関して、執行状況の確認や履行後の承認などを円滑、適正に行うために、会計処理の基本事項の指導はもちろん、関係規程の整備の指導や支援、また、必要になる書面については例示するなどの標準化や記載方法の説明など一連の事務の適正化に努められたい。また、提出された報告書等を確実に確認するため、チェックリストで具体的に「どの項目」で、「何」を「どのように」「どの程度」、仕様書の要求水準を満たしているかを確認できるよう改善されたい。

⑥ 修繕料の執行については、指定管理者と十分連携し、優先度を勘案しながら、適切な施設の保全と利用者の安全に配慮しながら適正に執行されたい。なお、見込まれていた修繕料は実際と乖離していると思われるので、次期指定管理に向けて、これまでの修繕実績を勘案した指定管理料の積算となるよう見直しを検討されたい。

⑤ 指定管理業務における会計処理については、月次業務報告や日々の相談の中で適宜助言や指導を行っていますが、更なる事務の適正化に向け、昨年12月に一連の会計処理について説明会を開催し、参考となる関係規程や調書の雛形様式を提示する等、事務の標準化に向けた指導を行いました。報告書を確認、精査するためのチェックリストについては、より具体的に内容の確認ができるよう見直しを図りました。

⑥ 指定管理料として措置している修繕料については、直當時の経常修繕料を参考に積算し、指定管理者の裁量の範疇において執行できるものとしていましたが、経年による修繕の増加により、当初予算の範囲内で収まらないことが危惧されることから、今後修繕料については、市と指定管理者が協議を行い、優先順位等を十分考慮した上での執行とするよう運用を改めました。

(令和3年3月30日揭示済み)

## 公平委員会規則

草津市公平委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則をここに公布する。

令和3年3月29日

草津市公平委員会

委員長 上田 秀子

草津市公平委員会規則第1号

草津市公平委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減および利便性の向上を図るため、草津市公平委員会規則で定める申請書、申込書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(押印の義務付けの廃止)

第2条 草津市公平委員会規則で定める申請書等のうち、委員長が別に定めるものについては、当該規則の規定にかかわらず、押印の義務付けを廃止するものとする。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月29日揭示済み)

## 公平委員会告示

草津市公平委員会告示第1号

草津市公平委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（令和3年草津市公平委員会規則第1号）第2条の規定により押印を要しないものとする申請書等は、別表に掲げるとおりとする。

令和3年3月31日

草津市公平委員会

委員長 上田 秀子

別表

No.	規則名称	申請書等の名称
1	草津市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則	措置要求書
2	不利益処分についての審査請求に関する規則	様式第1号 代理人選任(解任)届
3	不利益処分についての審査請求に関する規則	様式第2号 審査請求書
4	不利益処分についての審査請求に関する規則	様式第3号 審査請求書変更届
5	不利益処分についての審査請求に関する規則	様式第4号 審査併合申請書
6	不利益処分についての審査請求に関する規則	様式第5号 証拠申出書
7	不利益処分についての審査請求に関する規則	様式第6号 証人申出書
8	不利益処分についての審査請求に関する規則	様式第7号 宣誓書
9	不利益処分についての審査請求に関する規則	様式第8号 審査請求取下書
10	不利益処分についての審査請求に関する規則	様式第9号 再審査請求書
11	公務災害補償の審査の請求に関する規則	審査請求書

(令和3年3月31日揭示済み)

**農業委員会告示**

草津市農業委員会告示第3号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和3年4月1日

草津市農業委員会

会長 山本英裕

1 期 日 令和3年4月12日(月) 午後1時30分

2 場 所 草津市役所 4階 行政委員会室

3 付議案件

- 1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について(報告)

- 2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について(報告)
- 3) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約通知について(報告)
- 4) 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 5) 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 6) 農地法第5条の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて
- 7) 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 8) 相続税の納税猶予に関する適格者証明書交付につき、議決を求めることについて
- 9) 農用地利用集積計画(案)の決定につき、議決を求めることについて

(令和3年4月1日揭示済み)

**固定資産評価審査委員会訓令**

草津市固定資産評価審査委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する規程をここに公表する。

令和3年3月31日

草津市固定資産評価審査委員会  
委員長 中島 誉子

草津市固定資産評価審査委員会訓令第1号

草津市固定資産評価審査委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減および利便性の向上を図るため、草津市固定資産評価審査委員会訓令で定める申請書、申込書、届出書その他の書類(以下「申請書等」という。)への押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(押印の義務付けの廃止)

第2条 草津市固定資産評価審査委員会訓令で定める申請書等のうち、委員長が別に定めるものについて



は、当該規程の規定にかかわらず、押印の義務付けを廃止するものとする。

付 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月31日掲示済み)

### 固定資産評価審査委員会告示

草津市固定資産評価審査委員会告示第1号

草津市固定資産評価審査委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する規程（令和3年草津市固定資産評価審査委員会訓令第1号）第2条の規定により押印を要しないものとする申請書等は、別表に掲げるとおりとする。

令和3年3月31日

草津市固定資産評価審査委員会  
委員長 中 島 誉 子

別表

No.	訓令名称	申請書等の名称
1	草津市固定資産評価審査委員会規程	様式第3号 固定資産評価審査申出書
2	草津市固定資産評価審査委員会規程	様式第7号 固定資産評価審査申出取り下げ書
3	草津市固定資産評価審査委員会規程	様式第10号 固定資産評価審査記録（意見陳述）調書
4	草津市固定資産評価審査委員会規程	様式第11号 固定資産評価審査口述書
5	草津市固定資産評価審査委員会規程	様式第12号 固定資産評価審査記録（口頭審理）調書
6	草津市固定資産評価審査委員会規程	様式第13号 固定資産評価審査記録（実地調査）調書
7	草津市固定資産評価審査委員会規程	様式第14号 固定資産評価審査記録（議事）調書

(令和3年3月31日掲示済み)

### 水道事業管理規程

草津市上下水道事業管理規程で定める申請書等の押印の特例に関する規程をここに公表する。

令和3年3月26日

草津市長 橋 川 渉

草津市上下水道事業管理規程第1号

草津市上下水道事業管理規程で定める申請書等の押印の特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減および利便性の向上を図るため、草津市上下水道事業管理規程で定める申請書、申込書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(押印の義務付けの廃止)

第2条 草津市上下水道事業管理規程で定める申請書等のうち、市長が別に定めるものについては、当該規程の規定にかかわらず、押印の義務付けを廃止するものとする。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月26日掲示済み)

草津市指定下水道工事店規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和3年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市上下水道事業管理規程第2号

草津市指定下水道工事店規程の一部を改正する規程

草津市指定下水道工事店規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「草津市長 様」を「草津市長 宛」に、

「  

電話番号 (    -    -    )	印	
-----------------------	---	--

」を

「  

電話番号 (    -    -    )
-----------------------

」に

改める。

別記様式第2号中「印」を削る。

別記様式第4号および第5号中

「  

ふりがな		印	
代表者指名			

」を

「  

ふりがな	
代表者指名	

」に

改める。

別記様式第6号中「印」を削る。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年4月1日揭示済み)

草津市上下水道部事務分掌規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和3年4月1日

草津市長 橋 川 涉

草津市上下水道事業管理規程第3号

草津市上下水道部事務分掌規程の一部を改正する規程

草津市上下水道部事務分掌規程（昭和52年草津市水道事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「総務料金係 財政経営係」を「上下水道総務係」に改める。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年4月1日揭示済み)

草津市水道事業および下水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和3年4月1日

草津市長 橋 川 涉

草津市上下水道事業管理規程第4号

草津市水道事業および下水道事業会計規程の一部を改正する規程

草津市水道事業および下水道事業会計規程（昭和43年草津市水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第88条第1項各号列記以外の部分中「毎事業年度終了後5月20日までに」を「毎事業年度、」に改める。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年4月1日揭示済み)

## 上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第6号

草津市上下水道事業管理規程で定める申請書等の押印の特例に関する規程（令和3年草津市上下水道事業管理規程第1号）第2条の規定により押印を要しないものとする申請書等は、別表に掲げるとおりとする。

令和3年3月26日

草津市長 橋 川 涉

別表

No.	規程名称	申請書等の名称
1	草津市企業職員の職務に専念する義務の特例に関する規程	様式第1号 職務専念義務免除申請書

2	草津市上水道事業給水条例施行規程	様式第1号 貯水槽水道設置届	24	草津市下水道条例施行規程	様式第9号 除害施設検査済証
3	草津市上水道事業給水条例施行規程	様式第1号の2 貯水槽の維持管理に関する誓約書	25	草津市下水道条例施行規程	様式第10号 既設排水施設検査申請書
4	草津市上水道事業給水条例施行規程	様式第1号の3 貯水槽水道変更届	26	草津市下水道条例施行規程	様式第11号 下水排除承認申請書
5	草津市上水道事業給水条例施行規程	様式第1号の4 貯水槽水道廃止届	27	草津市下水道条例施行規程	様式第15号 公共下水道使用開始(休止、廃止、再開、変更)届
6	草津市上水道事業給水条例施行規程	様式第1号の5 貯水槽水道休止届	28	草津市下水道条例施行規程	様式第16号 公共下水道使用開始(変更)届
7	草津市上水道事業給水条例施行規程	様式第2号 給水装置工事申込書	29	草津市下水道条例施行規程	様式第17号 公共下水道使用開始届
8	草津市上水道事業給水条例施行規程	様式第3号 給水装置工事申込承認書	30	草津市下水道条例施行規程	様式第18号 制限行為(変更)許可申請書
9	草津市上水道事業給水条例施行規程	様式第5号 給水装置土地通過(廃止)承諾書	31	草津市下水道条例施行規程	様式第20号 公共下水道付近地掘削届
10	草津市上水道事業給水条例施行規程	様式第6号 給水装置分岐設置(廃止)承諾書	32	草津市下水道条例施行規程	様式第21号 公共下水道敷地等占用(変更)許可申請書
11	草津市上水道事業給水条例施行規程	様式第7号 給水装置工事着工届	33	草津市下水道条例施行規程	様式第24号 公共下水道敷地等占用料減免申請書
12	草津市上水道事業給水条例施行規程	様式第8号 給水装置工事完了届	34	草津市下水道条例施行規程	様式第27号 公共下水道敷地等占用権移転承認申請書
13	草津市上水道事業給水条例施行規程	様式第10号 代理人・管理人選定届	35	草津市下水道条例施行規程	様式第29号 代理人(代表者)選任届
14	草津市上水道事業給水条例施行規程	様式第11号 代理人・管理人変更届	36	草津市下水道条例施行規程	様式第30号 公共ます等特別設置申請書
15	草津市上水道事業給水条例施行規程	様式第12号 代理人・管理人住所等変更届	37	草津市公共下水道使用料条例施行規程	様式第1号 汚水量申告書
16	草津市上水道事業給水条例施行規程	様式第13号 水道[開始・休止・名義変更・住所変更・用途・納区その他変更]届	38	草津市公共下水道使用料条例施行規程	様式第6号 過誤納金還付請求書
17	草津市上水道事業給水条例施行規程	様式第14号 私設消火栓消防演習使用届	39	草津市公共下水道使用料条例施行規程	様式第7号 公共下水道一時使用開始・廃止届け
18	草津市上水道事業給水条例施行規程	様式第15号 入居者数異動届	40	草津市公共下水道使用料条例施行規程	様式第9号 公共下水道使用料減免申請書
19	草津市下水道条例施行規程	様式第1号 排水設備新設等計画(変更)確認申請書	41	草津市公共下水道使用料条例施行規程	様式第11号 公共下水道使用料減免理由(消滅・変更)届出書
20	草津市下水道条例施行規程	様式第2号 除害施設新設等計画確認申請書	42	草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例施行規程	様式第1号 下水道事業受益者負担金・分担金申告書
21	草津市下水道条例施行規程	様式第3号 排水設備新設等計画確認書	43	草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例施行規程	様式第5号 下水道事業受益者負担金・分担金徴収猶予申請書
22	草津市下水道条例施行規程	様式第6号 排水設備工事完了届			
23	草津市下水道条例施行規程	様式第7号 除害施設工事完了届			

44	草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例施行規程	様式第8号 下水道事業受益者負担金・分担金減免申請書
45	草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例施行規程	様式第10号 公共下水道事業受益者異動届書
46	草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例施行規程	様式第13号 下水道事業受益者負担金・分担金納付管理人（選任・変更・廃止）届書
47	草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例施行規程	様式第14号 下水道事業受益者〔納付管理人〕住所変更届書

(令和3年3月26日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第7号

公共下水道の供用および処理開始について

公共下水道の供用および処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年3月31日

草津市長 橋川 渉

- 1 供用および処理を開始する年月日  
令和3年3月31日
- 2 下水を排除および処理すべき区域  
 [駒井沢第二処理分区] 駒井沢町、新堂町、芦浦町、長東町、上寺町の各一部  
 [駒井沢第三処理分区] 駒井沢町の一部  
 [駒井沢第四処理分区] 集町の一部  
 [駒井沢第五処理分区] 駒井沢町、片岡町、北大萱町、下寺町、芦浦町、志那中町の各一部  
 [草津北第一処理分区] 集町の一部  
 [草津北第二処理分区] 上笠一丁目の一部  
 [草津北第三処理分区] 上笠一丁目、上笠四丁目、

- 野村五丁目、平井二丁目、下笠町の各一部  
 [草津西第一処理分区] 西草津一丁目、草津町、木川町の各一部  
 [草津西第二処理分区] 山田町、南山田町、木川町の各一部  
 [草津中央処理分区] 東草津二丁目、東草津三丁目の各一部  
 [草津南第二処理分区] 矢橋町の一部  
 [草津南第三処理分区] 追分五丁目、追分南一丁目、追分南二丁目、追分南九丁目、矢倉一丁目、東矢倉四丁目、野路四丁目、野路東四丁目、橋岡町、笠山二丁目、笠山三丁目、笠山六丁目の各一部  
 [矢橋処理分区] 矢橋町、橋岡町の各一部  
 [新浜処理分区] 野路町、南笠町、矢橋町の各一部  
 [岡本処理分区] 岡本町の一部  
 [草津東第二処理分区] 岡本町、馬場町の各一部  
 [草津東第三処理分区] 岡本町の一部  
 [草津東第四処理分区] 青地町、山寺町の各一部  
 [下戸山第二処理分区] 山寺町の一部
- 3 供用を開始する排水設備の合流式または分流式の区分  
 分流式
  - 4 公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置および名称  
 (1) 位置 草津市矢橋町2108番地  
 (2) 名称 琵琶湖流域下水道（湖南中部処理区）浄化センター
  - 5 関係図書の縦覧場所  
 草津市上下水道部上下水道施設課
- (令和3年3月31日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第8号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり公金の収納事務を委託す

るので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項に基づき告示する。

令和3年4月1日

草津市長 橋川 渉

委託事務内容	受託者および住所	委託期間
水道料金、公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料その他地方公営企業の業務に係る公金の徴収および収納事務	【受託者】 株式会社エコシテイサービス 【住所】 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央8番33号 サウスコア205号室	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
水道料金、公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料その他地方公営企業の業務に係る公金の収納事務	【受託者】 株式会社電算システム 【住所】 岐阜市日置江1-58	令和3年4月1日から 令和3年12月31日まで

(令和3年4月1日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第9号

草津市給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を草津市給水装置工事事業者に指定したので、同法第25条の3第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年4月1日

草津市長 橋川 渉

1 指定給水装置工事事業者

指定番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1306	西村工務店	西村 晃一	大津市栄町5番16号	077-575-6333

2 指定有効期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(令和3年4月1日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第10号

草津市指定下水道工事店の指定について

次のとおり、草津市指定下水道工事店を指定したので、草津市指定下水道工事店規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号）第11条第1号の規定により告示する。

令和3年4月1日

草津市長 橋川 渉

1 指定下水道工事店

指定番号	工事店名	代表者名	所在地	電話番号
1306	西村工務店	西村 晃一	大津市栄町5番16号	077-575-6333

2 指定有効期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(令和3年4月1日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第11号

草津市水洗便所等改造資金融資要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年4月1日

草津市長 橋川 渉

草津市水洗便所等改造資金融資要綱の一部を改正する要綱

草津市水洗便所等改造資金融資要綱の一部を改正する要綱（昭和57年草津市告示第80号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号および第3号を次のように改める。

(2) 関西みらい銀行の市内各支店

(3) レーク滋賀農業協同組合の市内各支店

第8条第1号中「草津市下水道条例施行規則（昭和56年草津市規則第40号）第6条第1項」を「草津市下水道条例施行規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第6号）第11条第1項」に改める。

別記様式第1号中「および排水設備工事調書」を削り、「(4)その他金融機関が必要とする書類」を「(4)工事請負見積書等契約関係書類

(5)その他金融機関が必要とする書類」に改める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年4月1日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第12号

草津市生活扶助世帯等水洗化補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市生活扶助世帯等水洗化補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市生活扶助世帯等水洗化補助金交付要綱の一部を改正する要綱（昭和60年草津市告示第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「草津市下水道条例施行規則（昭和56年草津市規則第40号。以下「施行規則」という。）

第5条第2項に規定する排水設備工事調書を「工事請負見積書等」に改める。

第5条第1号中「施行規則第5条第1項」を「草津市下水道条例施行規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第6号。以下「規程」という。）第11条第1項」に改める。

第6条第1号中「施行規則第7条第1項」を「規程第12条第1項」に改める。

第7条中「草津市指定下水道工事店規則（昭和56年草津市規則第41号）第4条第1項」を「草津市指定下水道工事店規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号）第4条第1項」に改める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年4月1日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第13号

草津市上下水道事業の業務に係る公金の収納事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の名称の変更について

次のとおり、草津市上下水道事業収納取扱金融機関の名称が変更となるため、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定により告示する。

令和3年4月1日

草津市長 橋 川 渉

収納取扱金融機関の名称変更

新	レーク滋賀農業協同組合
旧	草津市農業協同組合
異動日	令和3年4月1日

別記  
様式第1号（第8条関係）

水洗便所等改造資金借入申込書

申 込 人 住 居	TEL				
氏 名	年 月 日				
申込人の職業 または勤務先	申込人 身 数		( 歳 )		
申込金額	工事費見積額		印		
施工場所	丁目	番 号	工事請負業者		
	町	番 地			
家 族 の 状 況	氏	年齢	結婚	職業 (勤務先)	印
上記のとおり水洗便所等改造資金の借入を申し込みます。					
草津市長 橋 川 渉					
申込人					

- 注 添付書類 (1) 排水設備設置等計画確認書
- (2) 市税納付証明書
- (3) 下水道受益者負担金納付証明書
- (4) 工事請負見積書等契約関係書類
- (5) その他金融機関が必要とする書類

様式第 2 号（第 12 条関係）

水洗便所等改造資金融資状況報告書

草津市長 様

年 月 日

取扱金融機関

下記のとおり 年 月末日における融資の状況を報告します。

—記—

氏名	融資金額(円)	償還金額(円)	受入年月日	融資残高(円)	備考
合 計					

(令和 3 年 4 月 1 日 揭示済み)

